

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年九月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年九月二十七日

埼玉県本庄県土整備事務所長 吉 村 正 則

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 上里鬼石線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
児玉郡上里町大字神保原町一二六 七番地先から同郡同町大字神保原 町字南稲塚二二四五番地先まで	児玉郡上里町大字神保原町字南稲 塚二二一一番五地先から同郡同町 大字神保原町字南稲塚二二四五番 地先まで	区 間
一七・二〇〃 四四・一四	一七・九六〃 一九・六三	敷地の幅員 (メートル)
七〇五・六七	一八・五六	延長 (メートル)
社会資本整備総合交付金(改築) 事業による工事である		備 考